

実務経験証明書

（ 仙台 実 ）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6 年 6 月 30 日

証明者 株式会社 宮城釣船
代表取締役 宮城 花子
電話番号 022-0000-0000

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称（遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
株式会社 宮城釣船 （宮城県知事第 9999 号）	船釣り	石巻湾	令和元年 7 月 30 日から 令和 6 年 6 月 29 日まで
合計期間			満 4 年 11 ヶ月

備 考

- この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第 14 条第 1 項第 3 号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

実務研修証明書

(仙台 修) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

令和 7 年 5 月 30 日

証明者 株式会社 宮城釣船
代表取締役 宮城 花子
電話番号 022-0000-0000

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（1日につき5時間以上）
仙台 実 (宮城県知事第 9999 号)	船釣り	石巻湾	令和 7 年 5 月 1 日 から 令和 7 年 5 月 30 日 まで
			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
合計期間			満 30 日

備 考

- この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第 14 条第 1 項第 3 号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。